

I—6 感染制御チーム (ICT : Infection Control Team) 規約

(設置)

第1条 この規約は、感染制御チーム (ICT) の組織・活動・その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 下関市立市民病院における感染対策を組織横断的に具体的かつ実践的に実行する。

(業務)

第3条 感染制御チームは主として以下の任務を負う。

(1) チームの運営

感染管理委員会への報告、感染対策の実践と評価を行う。

(2) 院内ラウンド

1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行い院内感染防止対策の実施状況の把握、指導を行う。

マニュアルを遵守していることを確認する。

(3) コンサルテーション

感染症及び感染対策に関する全般的なコンサルテーションを行う。

(4) サーベイランスの実施

① 院内感染事例、院内感染の発生率に関するサーベイランス等の情報を分析、評価し感染対策に役立てる。

② 院内感染の増加が確認された場合は、病棟ラウンドの所見及びサーベイランスデータ等を基に改善策を講じる。

(5) 微生物検査の利用

臨床検査技師が1週間に1回程度作成した、感染情報レポートの分析、評価し抗菌薬適正使用を推進する。

(6) 抗菌薬適正使用への介入

① 抗 MRSA 薬の届出制および広域抗菌薬の許可制をとり、投与量、投与期間の把握を行い、臨床上問題となると判断した場合には投与方法の適正かをはかる。

② 週1回程度のカンファレンスを開催し、感染症の対象微生物の同定と診断を考慮した適正な抗菌薬の選択と投与の確認を行う。

(7) 職員研修の実施

全職員を対象に、院内感染対策を目的とした研修を行う。

(8) 感染対策マニュアルの作成

感染症法や CDC ガイドライン等に基づくマニュアルの作成と改訂

(9) 職業感染防止対策の実施

針刺し・切創・体液曝露事故防止および発生時の対応ワクチン接種の啓発

(10) 感染症発生時、アウトブレイクの対応

アウトブレイクの防止、感染症の早期特定および制圧

(11) 地域医療施設との連携

- ① 感染防止対策に関する合同カンファレンス等を地域医療施設と開催
- ② 地域医療施設との相互ラウンドの実施
- ③ 地域医療施設からの感染に関する相談、指導、教育

(組 織)

第4条 感染制御チームは以下の者で構成する。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) 薬剤師
- (4) 臨床検査技師

年月日	改訂箇所	改訂内容	版数
H24・4・1	初版制定		初版
H28・6・7	改訂	見直し	2版
R2・7・16	改訂	全体の見直し	3版